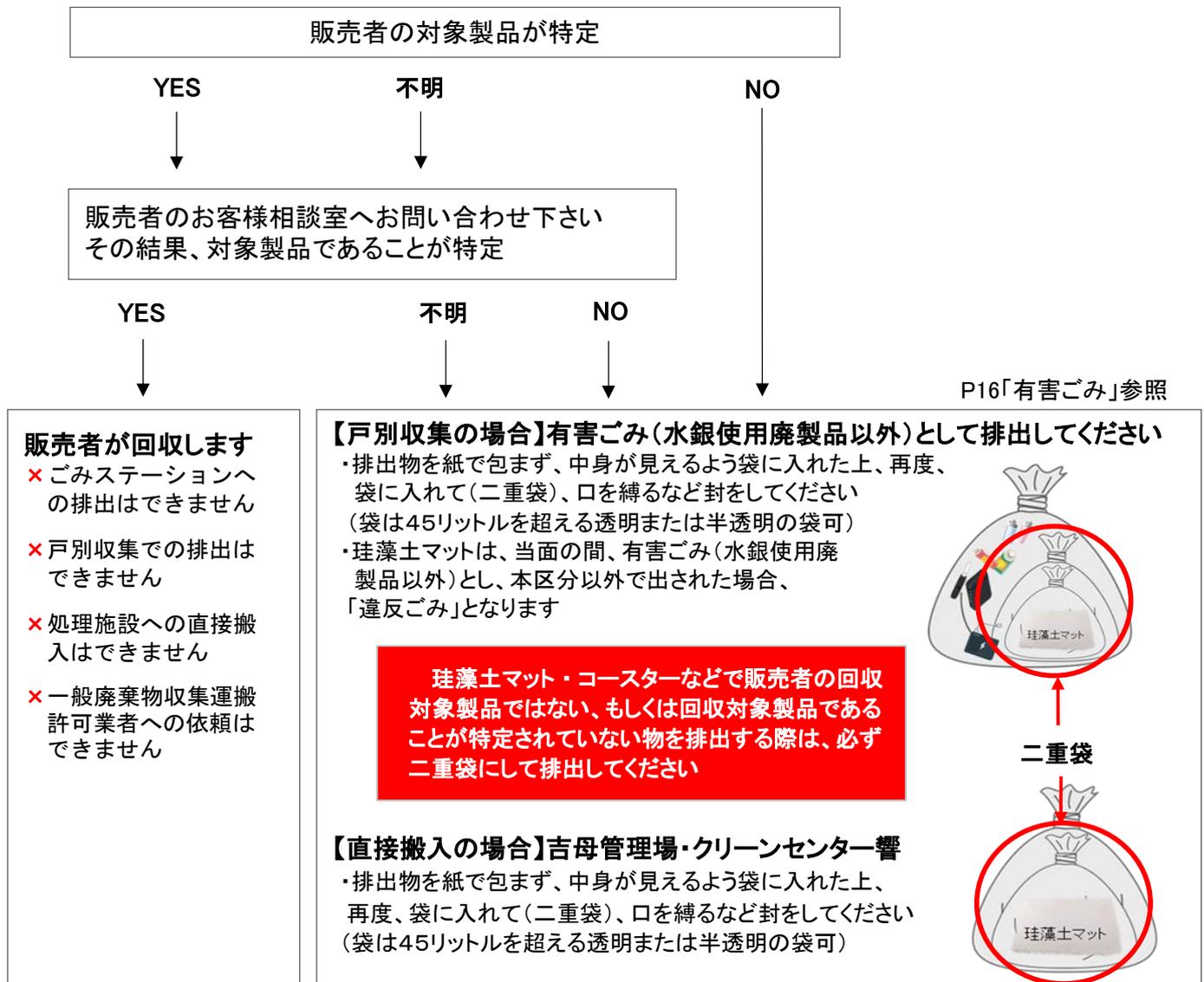


●珪藻土を使用したバスマット、コースターなどの排出時における注意事項について

厚生労働省プレスリリースなどにおいて、石綿(アスベスト)が含まれている珪藻土を使用したバスマット、コースターなどの商品が流通していることが判明しています。市には、ごみとして排出することはできません。販売者が回収しますので、フローに従った対応をお願いします。



●タイヤ(粗大ごみ)の収集・処理施設における直接搬入の受け付け終了について

令和4年4月1日以降の廃タイヤの処分につきましては、タイヤ販売店、カー用品店、自動車整備工場などにお問い合わせください。

【収集及び処理施設への直接搬入ができない**タイヤ**】

- 自動車
- 自動二輪車
- 原動機付自転車
- 自転車
- 電動自転車
- リヤカー
- 一輪車(運搬用)



※上記に使用されるタイヤ部分のみが受け付けできない物となります。

ただし、自動車、自動二輪車、原動機付自転車については、従来通り本体も受け付けできません。

また、自転車、電動自転車、リヤカー、一輪車のタイヤは本体と一緒に受け付けできます。

※ホイールからタイヤが外せない場合、ホイール付きタイヤも受け付けできません。

※ホイール(リム)、タイヤチューブはこれまでどおり受け付けできます。